

-イギリス自動車保険におけるむちうち症問題への対策-

1. はじめに

イギリスでは、2009年から2011年にかけて個人自動車保険の保険料が2~3倍に急騰し、2011年以降も高止まりした状況が続いている（《図表1》参照）。Ernest&Youngのレポートによると、イギリスの自動車保険のコンバインドレシオは、2010年の120から2012年には102と改善傾向にあるが、多くの保険会社が2012年から2013年に保険料を引下げると発表していることから、再び収益性が悪化すると予測している¹。保険料の急騰は、社会的にも大きな問題となっていることから、保険会社は、さらにコストと保険金支払いを適切に抑制していくことが必要となっている。

《図表1》自動車保険の保険料の推移

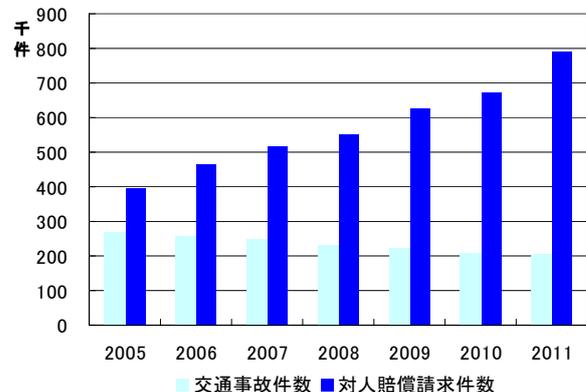


(出典) Mintel

2. 自動車保険のむちうち症による保険金請求の増加

《図表2》は、交通事故件数と対人賠償請求件数の推移を示している。交通事故は、減少傾向にあり、2005年と2011年の件数を比較すると、約25%減少していることがみてとれる。一方で、対人賠償請求については、増加傾向にあり、2005年と2011年では約2倍になっている²。本来、交通事故件数と対人賠償請求件数には相関関係があるが、このように不自然な動きとなっている背景には、むちうち症による保険金請求の増加があるとされている。

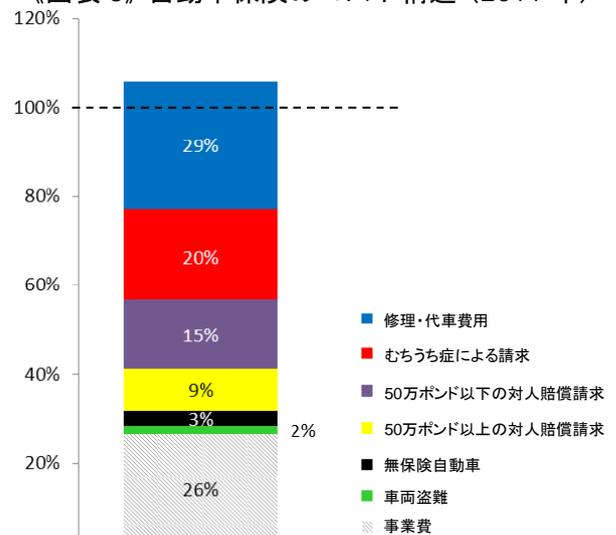
《図表2》交通事故件数と対人賠償請求件数



(出典) House of Commons Transport Committee, Department for Transport より損保ジャパン総研作成

イギリスでは、近年、弁護士やクレーム・マネジメント会社が、報酬を得ることを目的として保険金請求の訴訟を働きかける活動を行っており、訴訟が増加している³。また、従来から法律扶助制度⁴が充実しており、費用の面からも訴訟にアクセスしやすい環境であったことから、訴訟文化が形成された一因となっている。事故の被害者に訴訟を働きかける弁護士やクレーム・マネジメント会社の中には、むちうち症を装うように指示し、不正に保険金を請求しようとする者も存在していることが知られており、保険金詐欺が増加している要因と指摘されている。

《図表3》自動車保険のコスト構造 (2011年)



(出典) ABI

《図表3》は、2011年の自動車保険のコスト構造を示している。むちうち症による保険金支払いが20%を占めるが、この多くは保険金詐欺によるものとされており、

収益性悪化の大きな原因の一つと考えられている⁵。

3. 政府によるむちうち症問題への対策の動向

保険金詐欺対策は、保険業界を挙げて様々な取り組みがなされているが、深刻な事態を受けて、政府も動き出している。イギリスでは、対人賠償請求の約 70%がむちうち症によるものと推定されており、ドイツ 47%、スペイン 32%と比較して突出して高い状況にある⁶。2012年2月に開催された保険サミットにおいて、キャメロン首相は、イギリスを“whiplash capital of Europe”（欧州におけるむちうち症の中心地）と表現し、むちうち症による保険金請求のコストを削減するため新しい法律を導入することに前向きな姿勢を見せた⁷。

これを受けて、イギリス司法省（Ministry of Justice）は、2012年12月、むちうち症による保険金請求数、および、コストを削減することを目的としたコンサルティングペーパー⁸を公表した。これによると、①事故によるむちうち症と事故とは関係性のない症状の診断の難しさ、②事故との因果関係が疑わしい保険金請求の訴訟費用を問題点とし、これらを改善していくとしている。

①については、むちうち症は、自覚症状に個人差があることから診断が難しく、保険金詐欺を行う余地を与えているとし、保険業界から客観的な診断方法の導入を求めていた。コンサルティングペーパーでは、まず、むちうち症を診断するためのガイダンスを作成するとし、医療関係者に対してむちうち症診断の訓練を行うための基準や、監査基準を策定するとしている。さらに、この基準に基づいて、むちうち症診断における公認の医師登録制度（medical panels）を立ち上げ、事故との因果関係を評価し、むちうち症を客観的に診断するサポート体制を整えるとしている。

②については、保険会社は、保険金詐欺や誇張した保険金請求の疑いがある場合においても、訴訟費用の方が大きくなるような少額な請求については、費用対効果の観点から保険金の支払いを行っているのが業界慣行であり、これが保険金詐欺の件数を増加させていると指摘されている。現在、イギリスでは 1,000 ポンド（約 15 万円）以下の少額な保険金請求については、弁護士を立てずに、裁判を行うことが可能であるが、コンサルティングペーパーでは、その対象範囲を 5,000 ポンド（約 75 万円）にまで引上げ、訴訟費用を抑えることで、保険会社が少額な保険金請求訴訟も提起できるようにするとしている。むちうち症による保険金請求で1件あたりの平均支払い額は、約 4,000 ポンド（約 60 万円）⁹であり、対象範囲の拡大によって大半のむちうち症による請求が対象となることから、保険金詐欺や誇張した保険金請求を抑制するインセンティブとなり、対人賠償請求件数を減らすことに繋がるとしている。

イギリス保険協会（Association of British Insurers）は、コンサルティングペーパーに賛成の立場を示した上で、むちうち症を診断する医学専門家は、保険金請求側の弁護士から独立性を保つ必要があると指摘し、自動車の衝突状況を考慮した最新の診断技術を導入して適切な教育を行う必要があると提案している¹⁰。今後は、関係者から集められた意見をもとに法制化に向けた話し合いが進められる。

4. さいごに

イギリスでは、急騰した個人向け自動車保険料の引下げが社会的課題となっていることから、保険金詐欺に対して官民挙げての対策を導入しようと動き出している。今後公表されていくイギリスでの思い切った政策は参考になる側面もあるであろう。今後の動向に注目していきたい。

【研究員 喜田 亜紀子】

-
- ¹ ERNST&YOUNG, “*Motor insurance reaches peak performance in 2012 but still fails to break even*”, Apr. 02, 2013.
- ² House of Commons Transport Committee, “*Cost of motor insurance: follow up*”, Jan. 12, 2012.
- ³ イギリスでは、保険会社やブローカーが弁護士やクレーム・マネジメント会社に対して事故を紹介することが広く行われており、その際に紹介料（referral fee）が支払われていた。紹介料が保険金請求訴訟の増加に繋がっているとして、2013年4月に紹介料の受取りを禁止する法律が施行された。
- ⁴ 法律扶助は、裁判を受ける権利を実質的に保障するために、経済的資力が乏しく裁判その他の法律上の保護を受けられない者に対する公的援助制度のこと。司法制度改革審議会の資料によると、イギリスでは、全世帯の約50%が対象となっている。法律扶助は、国から援助を受けることから、当事者が訴訟費用を抑制しようというインセンティブが働かないことが問題点として上げられている。
- ⁵ ABI, “*Lifting the bonnet on car insurance – what are the real costs?*”, Mar, 2013.
- ⁶ Ministry of JUSTICE, “*Reducing the number and costs of whiplash claims*”, Dec, 2012.
- ⁷ The guardian, “*David Cameron backs new car insurance rules to cut cost of premiums*”, Feb.13, 2012.
- ⁸ 前脚注6。
- ⁹ 前脚注5。
- ¹⁰ ABI News Release, “*Fair, independent, objective – ABI publishes proposals to curb the UK’s whiplash epidemic*”, Mar. 13, 2013.